答申

審査請求人(以下「請求人」という。) が提起した生活保護法(以下「法」という。) 25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が請求人に対し平成31年3月25日付けで行った法に基づく保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

「基準改定による変更」として通知書が来たが、どのような基準に変更されるのかの書類は受け取っていない。以前見た資料だと20代、30代、40代・・・というように年代毎に分かれて1000円程度受給額が減額されていくと説明があったのに、生活保護を受け始めてから9年で1万円以上も減額されている。何の説明もないし、これは明らかにおかしい。ここまで減額される筋合いはない。違法に減額されているように思える。

であるから、本件処分は違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、 棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
令和元年8月9日	諮問
令和元年9月27日	審議(第37回第3部会)
令和元年10月24日	審議(第38回第3部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の基本原則

法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」としている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

(2) 保護基準による冬季加算についての定め

保護基準においては、法11条1項各号に掲げられている保護の 種類ごとに、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分 けたうえ、各世帯に具体的に保護を実施する場合に、実施機関が依 るべき基準を設定している。

冬季加算については、保護基準の別表第1の生活扶助基準において定められている「基準生活費」の項目で、〇〇区内に居住する1人世帯の場合、11月から3月までの期間において、1月当たり2,580円の冬季加算額を計上することとされている(別表第1・第

1章・1・(1)・ア「1級地」・(ア)「1級地-1」・第2類・VI区 (東京都は、同(2)・イにより、冬季加算における地区別(都道府 県別)において、「VI区」の区分とされる。))。

(3) 処分通知書における決定理由の付記

法25条2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとし、その場合には、法24条4項を準用し、当該書面には、決定の理由を付さなければならないとしている。

2 本件処分の検討

請求人世帯は、請求人のみの1人世帯である。また、請求人は東京都○○区在住であることが認められる。

保護基準によれば、東京都(○○区含む)の地区区分はVI区であり、VI区における1人世帯の冬季加算は月額2,580円、支給期間は11月から3月までの間である(保護基準別表第1・第1章・1・(1)・ア・(ア)・第2類)。したがって、請求人に対しては、平成30年11月から平成31年3月までは冬季加算2,580円が支給されたが、平成31年4月は冬季加算支給対象外であるから、同月から生活保護費の支給額が2,580円減額となる。

よって、冬季加算削除を理由に生活保護費を132,330円(平成31年3月分の保護費134,910円から冬季加算2,580円を減額して得た額)に変更する内容の本件処分は、法及び保護基準に従った適正なものであり、違法又は不当な点はないと認められる。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張するが、本件処分が法令等の定め に則って適正になされたものと認められることは上記2のとおりであ るから、請求人の主張は理由がない。

なお、本件処分通知書の保護変更の理由欄には、「基準改定による変更、年齢の変更、冬季加算削除」との記載がなされているが、上記

2で述べたとおり、本件処分は、冬季加算を削除したのみである。したがって、「基準改定による変更、年齢の変更」の部分は、いわゆる余事記載であり、本来、理由として付記されるべきものでないことはいうまでもない。このような余事記載は、理由付記の正確性や信頼性を低下させるものと認められるので、当審査会としては、今後、このような余事記載がなされることのないよう、早急な改善を求めたい。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成